	毎月積立金額（円[税抜き]）			
補助金の受給額（円）（注２４）				
需給管理の方法				
電気の取引方法				
セキュリティ管理責任者	移行前設備ＩＤ			
	セキュリティ管理責任者	法人名（法人の場合）		
		責任者氏名		
		所属・役職（法人の場合）		
		電話番号		
		法人番号（法人の場合）		
供給エリア（注２５）				

遵守事項（注２６）	事業計画策定ガイドライン及び廃棄等費用積立ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。（注２７）	□
	再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。	□
	電力量を計測する電力量計は、計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置すること。また、設置後は速やかに報告すること。	□
	運転開始期限内に運転を開始できない場合には、変更された交付期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。	□
	発電設備又は発電設備を囲う柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること。（注２８）	□
	安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。	□
	この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。（注２９）	□
	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。（太陽光発電設備及び風力発電設備については原則、出力規模の大きい特別高圧連系等は専用回線、出力規模が小さい高圧以下連系はインターネット回線を活用したシステムを構築すること。）	□
	再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	□
	この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。	□
	認定申請時に建築物の工事が完了していない場合は、運転開始までに検査済証の写し、建物の登記事項証明書、工事計画（変更）届出書又は使用前自己確認結果届出書の写し及び太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す写真を提出すること。【屋根設置太陽光発電設備の場合のみ】	□
	発電開始前から継続的に源泉等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。【地熱発電設備の場合のみ】	□

	書類の種類	書類名	備考
添付書類	①住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は、戸籍抄本のいずれか（法人にあっては、法人登記簿謄本）（注３０）		
	②印鑑証明書（注３０）		
	③発電設備の設置場所に係る登記簿謄本（注３０）		
	④土地の取得を証する書類等（注３１）		
	⑤建物所有者の同意書（屋根設置の太陽光発電設備のみ）（注３２）		
	⑥検査済証の写し（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３３）（注３４）		
	⑦建物の登記事項証明書（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３３）		
	⑧工事計画届出書又は使用前自己確認結果届出書の写し（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３３）		
	⑨太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す図面及び写真（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３５）		
	⑩発電設備の内容を証する書類（注３６）		
	⑪構造図（注２８）（注２９）		
	⑫配線図（注３７）		
	⑬接続の同意を証する書類の写し		
	⑭事業実施体制図（注３８）		
	⑮関係法令手続状況報告書（注３９）		
	⑯森林法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注３９）		
	⑰宅地造成及び特定盛土等規制法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注３９）		
	⑱砂防法の処分に係る状況を示す書類（処分が必要な場合）（注３９）		
	⑲地すべり等防止法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注３９）		
	⑳急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注３９）		